

「真岡市新型コロナウイルス感染症予防対策支援金」概要

コロナに負けるな

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む事業者を支援するため、感染予防対策経費の補助として**一律20,000円(複数事業所の場合は一律50,000円)**を支給する事業を実施します。

【支給額】※法人、個人問わず

◆ 1事業者1事業所の場合は一律 **20,000円**

◆ 1事業者複数事業所の場合は一律 **50,000円**

(複数事業所の場合、それぞれの事業所が対象要件を満たしていること)

【対象事業者】

◆ **市内で事業を営み、市税を完納している事業者で、次の①から⑤のすべてに該当する事業者**

- ①独自に新型コロナウイルス感染症予防対策を行っており、今後も引き続き対策を行うこと
- ②市内に本社もしくは本店などの主たる事業所を有している、法人または個人事業主
- ③次のいずれかの業種に該当し、かつ一般消費者向けに対面接客を行う営業店舗等を有していること

	業種名	店舗例
1	小売業	日用品、飲食料品などを取扱う小売店舗、コンビニエンスストア、家電販売店、薬局、化粧品店、書店、スポーツ用品店、玩具店、時計・眼鏡販売店、花屋など
2	不動産業(不動産代理業・仲介業)	不動産代理業・仲介業を行う店舗、アパート・マンション仲介業
3	宿泊業	旅館、ホテルなど
4	飲食サービス業	飲食店全般、持ち帰り・配達飲食サービス業(対面店舗を有していること)
5	生活関連サービス業	クリーニング業、理容、美容、エステティック業、旅行代理店、葬儀業、写真プリント業など
6	学習支援業	学習塾、語学教室、音楽教室、そろばん教室など
7	医療業	病院、医院、診療所、歯科医院、あん摩業、マッサージ業、接骨院、整骨院など
8	運輸業(道路旅客運送業)	タクシー、バス業

- ④政治団体、宗教団体、および性風俗関連特殊営業に属する業種ではないもの
- ⑤反社会的勢力、またはそれらと密接な関係者が関わっていないもの



【対象経費】

◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため新たに取り組んだ事業のうち、次のいずれかに該当する経費

- ①仕切り用のアクリル板や飛散防止フィルム、ビニールカーテン等の衛生設備、またはフェイスシールド、アルコール消毒液等の衛生用品の購入・設置 ※マスクは対象外
- ②飲食店において、新たにテイクアウト、デリバリーを実施した際の食器、容器等
- ③その他、感染拡大防止のために新たに取り組んだ事業として必要と認められるもの
※実施した内容が補助金額に見合わない判断される場合、新たな対策をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

【申請の受付期間】

令和2年 7月8日(水) ~ 10月31日(土)

※当日消印有効

【申請方法】

1. 申請に必要な書類等の入手方法

市ホームページ、真岡市商工観光課、二宮支所、真岡商工会議所、にのみや商工会

2. 申請に必要な書類 ※申請書類は返却いたしませんのでご注意ください。

- ①支援金交付申請書兼請求書【様式第1号】
- ②誓約及び同意書【様式第2号】
- ③対象経費となる感染予防対策を施した設備や衛生用品等が証明できるもの（写真、領収書等）※複数事業所がある場合は事業所ごとの証明が必要です。
- ④法人の場合は・・・
履歴事項全部証明書等の写し、または直近の確定申告書の写し（收受印等の押印のあるもの）※法人名・所在地・事業概要等確認
個人事業主の場合は・・・
運転免許証（裏面に記載がある場合は両面）の写し ※氏名・住所等確認
- ⑤振込先の口座情報を確認する書類（金融機関、支店名、名義人、口座番号が確認できる通帳の写し等）

3. 郵送先（宛先）

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市商工観光課内 「感染症予防対策支援金担当」宛

その他

- ・感染防止のため、郵送での申請にご協力をお願いいたします。
- ・申請は、1事業者につき1回限りとなります。

【申請に関する問い合わせ先】

真岡市役所 産業部 商工観光課 商業係 ☎0285-83-8643
（受付時間）午前8時30分から午後5時15分まで（※平日のみ）

